

連続講座「憲法を学ぶ会 Part2」第4回開催報告

成城・祖師谷九条の会

2016.9.21

開催概要

日時 2016年9月18日（日）13:30 – 16:00

場所 成城ホール4階集会室D

講師 慈恵会医科大学教授 小沢隆一先生

参加者 42名（うち世話人14名）

配布資料

- 1 Part2 第4回 憲法「改正」問題 – 自民党の改憲案を読む 講演レジュメ
- 2 『戦争法の廃止を求める2000万人統一署名』取組事例

学習会の内容

1. 小沢先生の講演

以下レジュメに沿って構成。

2016 参院選の結果

(1) 事態の重要性

昨年9月、安保関連法案に関する地方公聴会の内容が国会に報告されないまま強行採決された。参院選後、南スーダン派遣自衛隊部隊に「駆けつけ警護」任務を与えること、沖縄辺野古新基地・高江ヘリパッド建設等の事態が進行中である。

(2) しかし危機の一時的深化ではない

参院選では、政権与党が改憲問題を争点化から隠すことに終始する中、32の一人区中11区で野党統一候補が勝利した。市民と野党の共同の成果である。

(3) これからの課題

自民党改憲案の問題点逐条批判

(1) 自民党改憲案成立の背景

自民党が野党であった時期2012年に、「もう一度安倍を首相に」という流れの中で作られ、固い支持層（極右勢力）を固めることに主眼が置かれた。

(2) 逐条的批判（改憲案の条文番号のみを記載）

• 前文

「天皇を戴く国家」

「和を尊び」 - 法と道徳の区別がない

• 12, 13, 21 条

「個人」を「人」に変更 - 個性を尊重しない

「公共の福祉」を「公益及び公の秩序」に変更 - 個人間の関係でなく個人対国家

• 20 条

政教分離に関係

• 24 条, 28 条, 83 条, 92 条

これらの条文は、国民の暮らしを改憲案はどうしようとしているかという視点で批判する必要がある。

– 明治民法への回帰（24条） - 同性婚は認められない

– 財政の健全性が法律によって確保できるか（83条）

• 9 条

現憲法の下で無理やり安保関連法を作ったことによる矛盾を明文改憲によって解消しようとするもの。

– 例えば、南スーダン PKO に参加する自衛隊部隊に「駆けつけ警護」任務を追

加することにより、自衛隊員が捕虜扱いされず、また文民としての保護も受けられない危険な状態に置かれることがあり得る

－ 自衛隊内部から審判所（軍法会議）設置要求も出てくるであろう

• 102条

現憲法では、98条（最高法規規定）を、97条（人権を保持する権利）と99条（憲法尊重・擁護義務）が両側で支える構成である。

－ 97条を削除して、国民はどのように「憲法を守る」ことができるか

2. 参加者からの質問、問題提起に対する小沢先生の回答をはじめとする討論

[Q]：参加者からの質問，問題定期

[A]：小沢先生の回答，意見

1. 財政健全化

[Q] 戦時中赤字国債を乱発した反省から、赤字国債発行は財政法によって禁止されている。しかし、現実には特例法により赤字国債の発行が続いている

[A] 財政健全化を法的に保障することは難しい。法で規定するとしても、現状の正当化に使われる可能性が大きい。

2. 政教分離

[Q] オウム真理教に祝電を打った政治家がいた。日本では政治と宗教の分離があいまいである。

[A] 政教分離があいまいであることが、政治の腐敗と宗教の墮落の双方を促進する結果となる。

3. ワイマール憲法

[Q] 先駆的規定を多く含んでいたワイマール憲法下で、ナチスの台頭を許す結果となってしまった。その経緯等。

[A] ナチスは、強引な手法で「全権委任法」を成立させ、ワイマール憲法が持っていた「緊急命令発布権」と併せて絶対的権力を確立した。「緊急命令発布権」は、自民党改憲案の緊急事態条項に連なる。

以上